

令和 6 年度

財政援助団体等監査結果報告書

― 出資団体（公益財団法人三木市文化振興財団）
及び 公の施設の指定管理について ―

【報告書の要旨】

今回監査した限りにおいては、概ね適正と認められた。しかし、後述のとおり改善を要する事例が見受けられたので、検討の上、改善措置を講じられるように要望する。

【施設利用料金表について】

現状の提供サービスの内容と料金表の内容に不一致が認められた（P. 7）。

【備品台帳の更新について】

備品台帳が長年更新されていないことが認められた（P. 8）。

【喫煙所について】

屋外喫煙場所の構造要件を満たしていないと思われる喫煙所が敷地内に 2 か所設置されていることが認められた（P. 8）。

【芸術文化鑑賞事業について】

文化会館の開館当初や指定管理者制度の導入当初と比べ、芸術文化鑑賞事業である自主・主催事業の開催回数が低調（P. 5）であり課題を残す状況となっている（P. 9）。

今回の監査結果を参考に、業務改善が行われ、市によるガバナンスの向上、当団体による事業の活性化が図られることを期待する。

[指摘事項 3 件・委員意見 1 件あり、報告書本文に内容記載]

令和 7 年 2 月

三木市監査委員

三 木 市 長	仲 田 一 彦 様
三木市議会議長	古 田 寛 明 様
三木市教育長	大 北 由 美 様
三木市選挙管理委員会委員長	宮 崎 和歌子 様
三木市公平委員会委員長	中 嶋 展 也 様
三木市農業委員会会長	大 原 義 弘 様
三木市固定資産評価審査委員会委員長	小 藤 貴 雅 様

三木市監査委員 石 本 成 史

三木市監査委員 堀 元 子

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき令和 6 年度財政援助団体等監査を行いましたので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり報告します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じられたときは、同条第 14 項の規定により通知願います。

目 次

1. 準拠	2
2. 監査の種類	2
3. 監査の対象	2
4. 監査の着眼点	2
5. 監査の主な実施内容	3
6. 監査の実施場所及び日程	3
7. 監査対象団体の概要	3
8. 監査の結果	7
9. むすび	9

財政援助団体等監査結果報告書

(出資団体監査・公の施設の指定管理者監査)

1. 準拠

本監査は、「三木市監査基準」に準拠している。

2. 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく出資団体監査及び公の施設の指定管理者監査

3. 監査の対象

(1) 出資団体及び指定管理者

公益財団法人 三木市文化振興財団

(2) 所管部署

教育委員会事務局 教育総務部 文化・スポーツ課

(3) 監査の範囲

令和2年度 ～ 令和6年度

4. 監査の着眼点

(1) 出資団体監査

(ア) 出資団体

- ① 定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか
- ② 決算諸表等は法令等に準拠して作成・公告されているか
- ③ 団体の事業は、出資の目的に沿って適切に運営されているか
- ④ 関係帳票の整備、帳簿は適切か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

(イ) 所管課

- ① 出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか
- ② 団体に関する指導監督は適切に行われているか

(2) 公の施設の指定管理者監査

(ア) 指定管理者

- ① 施設の運営管理業務は協定書や仕様書等に基づいて適正にされているか
- ② 施設管理に係る収支会計経理は適正に行われているか
- ③ 施設の利用促進のための努力はなされているか
- ④ 事業報告書は適正に作成されているか

(イ) 所管課

- ① 指定管理者の指定手続き及び協定書の締結は適正に行われているか
- ② 業務の履行確認は、報告書によりなされているか
- ③ 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか

5. 監査の主な実施内容

(1) 書面監査

事前調査及び関係資料の提出を求め、その内容の確認及び分析を行った。

(2) 説明聴取等

取組の状況、根拠、課題等について当該団体及び所管部署双方の関係職員から説明を聴取するとともに、実地監査した。

6. 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 市役所、三木市文化会館
- (2) 実施日程 令和6年12月20日～令和7年2月3日

7. 監査対象団体の概要

(1) 構成団体の名称、所在地等

名称	公益財団法人 三木市文化振興財団
設立年月日	昭和61年3月31日
所在地	兵庫県三木市福井1937番地

(2) 目的と主な事業内容（定款第3条及び4条、登記簿の記載）

この法人は、芸術文化鑑賞事業の開催、地域住民主体の芸術文化活動の育成など多様な事業を展開することにより、芸術文化の振興を図り、もって個性と魅力あふれる地域文化の創造に寄与することを目的とする。

この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- ① 芸術文化鑑賞事業の開催
- ② 地域の芸術文化活動の育成
- ③ 文化施設の管理運営の受託
- ④ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(3) 三木市との関係

(ア) 出資団体

① 出資状況

資本金総額 1 億円で、市が全額を出資している。

出資団体	出資額	出資比率
三木市	1 億円	100%

② 役員及び派遣職員

役員 16 名（無報酬）、うち 3 名は市職員が就任している。

市からの派遣職員はいない。

③ 所管課 文化・スポーツ課

(イ) 公の施設の指定管理等

① 管理する施設

施設名	指定管理団体名
三木市文化会館	公益財団法人 三木市文化振興財団

② 受託形態

文化会館の指定管理は、「利用料金制」を採用している。

通常、市民などが施設を利用した際に支払う料金（施設利用料など）は「使用料」として市の収入になるが、「利用料金制」は、指定管理者の収入となる制度で、この制度では、指定管理者が条例に定められた範囲内で利用料金の額を設定する。

③ 指定管理の期間

令和 2 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 31 日（令和 2 年度 ～ 令和 6 年度）

④ 芸術文化鑑賞事業の実施数（定款第4条第1項第1号関係）

（回）

項目/年度	R 6	R 5	R 4	R 3	R 2 (指定管理 更新5年)
実 績	1 0 (見込)	3	4	1	1

※文化振興財団がホームページで公開している自主・主催事業一覧による

上表のつづき（H 2 7～R 1）

項目/年度	R 1	H 3 0	H 2 9	H 2 8	H 2 7 (指定管理 更新5年)
実 績	5	4	1 1	9	9

上表のつづき（H 2 2～H 2 6）

項目/年度	H 2 6	H 2 5	H 2 4 (指定管理 更新5年)	H 2 3	H 2 2
実 績	1 8	1 5	1 1	1 4	2 5

上表のつづき（H 1 7～H 2 1）

項目/年度	H 2 1 (指定管理 更新3年)	H 2 0	H 1 9	H 1 8 (指定管理 開始3年)	H 1 7
実 績	2 1	2 2	2 3	2 0	2 0

上表のつづき（S 6 1～H 2）

項目/年度	H 2	H 1	S 6 3	S 6 2	S 6 1 (設立初年)
実 績	1 0	1 3	9	1 4	6 (半年間)

⑤ 指定管理料等の状況

(円)

項目/年度	R 6	R 5	R 4	R 3	R 2
指定管理料	69,815,000	69,815,000	69,815,000	69,815,000	69,815,000
支 援 金	-	-	1,555,000	2,100,000	3,695,140
合 計	69,815,000	69,815,000	71,370,000	71,915,000	73,510,140

※支援金は、R 2～3年は新型コロナ禍に対する支援、R 4年は物価高騰支援

⑥ 施設の利用状況など

項目 / 年度	R 5	R 4	R 3	R 2
施設利用総数(人)	45,953	44,512	20,966	19,465
自主事業収益(円)	12,713,510	10,249,700	2,709,638	2,840,275
施設利用収益(円)	14,084,719	12,794,707	9,587,201	5,024,610
経 常 収 益(円)	100,836,345	99,182,888	89,279,983	88,497,910
経 常 費 用(円)	101,786,773	101,137,674	89,465,975	90,265,812

※決算報告書のデータによる

上表のつづき

項目 / 年度	(参考)		
	R 1	H24	H23
施設利用総数(人)	73,882	108,508	106,931
自主事業収益(円)	12,713,510	13,100,300	17,628,220
施設利用収益(円)	14,084,719	19,787,885	19,253,020
経 常 収 益(円)	102,346,728	107,543,954	111,052,027
経 常 費 用(円)	104,900,736	107,681,951	118,775,706

8. 監査の結果

監査の結果、対象となった出資団体に係る出納その他の事務、施設の管理運営及び出納その他の事務の執行について、監査した限りにおいて概ね適正に行われているものと認められた。

しかしながら、一部に改善を要する事項が見受けられたため、所管課は出資団体及び指定管理者に対し適切な指導・助言を行うとともに、出資団体及び指定管理者においては所管課の指導・助言に応じた適切な措置を講じられたい。

なお、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に対し通知願います。

改善を要する事項については、以下に示すとおり。

(1) 指摘事項

ア 出資団体監査についての指摘

該当なし

イ 指定管理監査についての指摘

① 施設利用料金表の見直しについて

【内容】

文化会館の利用料金（附属設備を含む）は、文化会館条例第 6 条第 3 項の規定により、条例及び施行規則の料金表に定める額の範囲内で指定管理者が教育委員会の承認を得て定めることとなっている。

実際には、会館運営上の必要性から、料金表に掲載されていない附属設備（CD プレーヤーやスモークマシーンなど）が存在し、現状と料金表に乖離が認められた。施行規則及び当該団体の施設利用料金規程について、実態に適合するよう見直しされたい。（文化・スポーツ課、指定管理者）

② 備品台帳の更新について

【内容】

三木市と指定管理者とが締結する基本協定書の一部として三木市文化会館管理運営業務仕様書があり、その「4 物品の貸与及び管理に関する事項(1)」には、備品台帳(物品管理簿)を備え、物品の廃棄等の移動については随時、市に報告する旨が規定されているが、その台帳が更新されていないことが認められた。

指定管理方式により業務が行われるにあたっては、財産の所有権区分について明確にする必要がある。平成18年度に指定管理者の指定が行われてから令和6年度で18年間が経過することから、速やかに更新、整備されたい。

(文化・スポーツ課、指定管理者)

③ 受動喫煙の防止対策について

【内容】

健康増進法の改正にともない兵庫県では県民の健康、とりわけ20歳未満の者及び妊婦を受動喫煙から守る観点を強化した「兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例」を令和2年4月から全面施行し、官公庁施設では敷地内・建物内のすべてを禁煙とされているが、一定のルールを遵守すれば屋外喫煙場所の設置が可能となっている。

県条例によれば、屋外喫煙場所の構造要件として、①パーティションの設置または境界線を引くなどして区画し、②対象施設を利用する利用者が通常立ち入らない屋外の区域に屋外喫煙区域を設置し、③必要な文面を標示することとなっている。令和7年1月9日時点において、その要件を満たしていないと思われる喫煙所が敷地内に2か所設置されていることが認められた。県条例を遵守されたい。

(指定管理者)

(2) 委員意見

「委員意見」とは、「指摘事項」には該当しないが、地方自治法第199条第10項の規定に基づき、組織及び運営の合理化に資するため、特に要望する必要があると認められたものをいう。

出資団体監査、指定管理監査についての意見

当団体の定款の第3条及び第4条には法人設立目的として、芸術文化鑑賞事業の開催を通して地域文化の創造に寄与することが掲げられている。また、指定管理者業務においては、文化会館指定管理者基本協定書の第8条に、自主事業の実施など文化会館の設置目的に関する業務を実施することが規定されている。

市が、文化会館に対する指定管理者制度を導入した平成18年度では、自主・主催事業が年間で20回開催されていたが、徐々に減少し10回前後で推移し、その後の平成30年度からは急減し4回前後の開催数に留まっていた。

直近の指定管理期間では、令和2年度から令和4年度（3年間）についてはコロナ禍による行事の開催自粛が全国的に行われるなど指定管理者として事業を行なうには厳しい環境であったが、コロナ禍の影響が薄まった令和5年度においても3回の開催にとどまり低調な状況となっている。

令和6年度における開催回数は令和7年1月9日現在8回で最終的には10回程度となることが見込まれ若干の復調が見受けられるものの、文化会館の指定管理者制度の導入当初の自主・主催事業が年間20回程度の開催数と比べて近年低調であることは否めない事実であることから、当団体の法人設立目的及び指定管理者制度の導入趣旨を今一度再確認され、翌年度の事業を計画する段階から事業の実施回数について議論や評価が必要であると思われる。

9. むすび

当団体の財政状態は良好である。一方で、自主・主催事業の開催数は近年、低調となっており、当団体の設立目的・事業である「芸術文化鑑賞事業の開催」については、開催回数に課題を残す状況となっていることから近隣市町の文化会館や、同規模の文化会館における自主・主催事業の開催を参考に活発な事業が展開されること期待し、むすびとする。